

**清水三保羽衣地区**

# 新しい住所のお知らせ

令和2年5月30日（土）から  
住所が変わります

三保松原町 〒424-0908

貴所の新しい表し方は、  
同封の「住所変更通知書」  
をご覧ください。



**静岡市**

令和2年5月30日（土）に、清水三保羽衣土地区画  
整理事業の換地処分に伴い、お住まいの地区で住所が  
変わります。（町名・区域の変更）

清水三保羽衣土地区画整理事業区域内において、  
住所が

「**三保松原町 ○番地の○（新地番）**」となります。

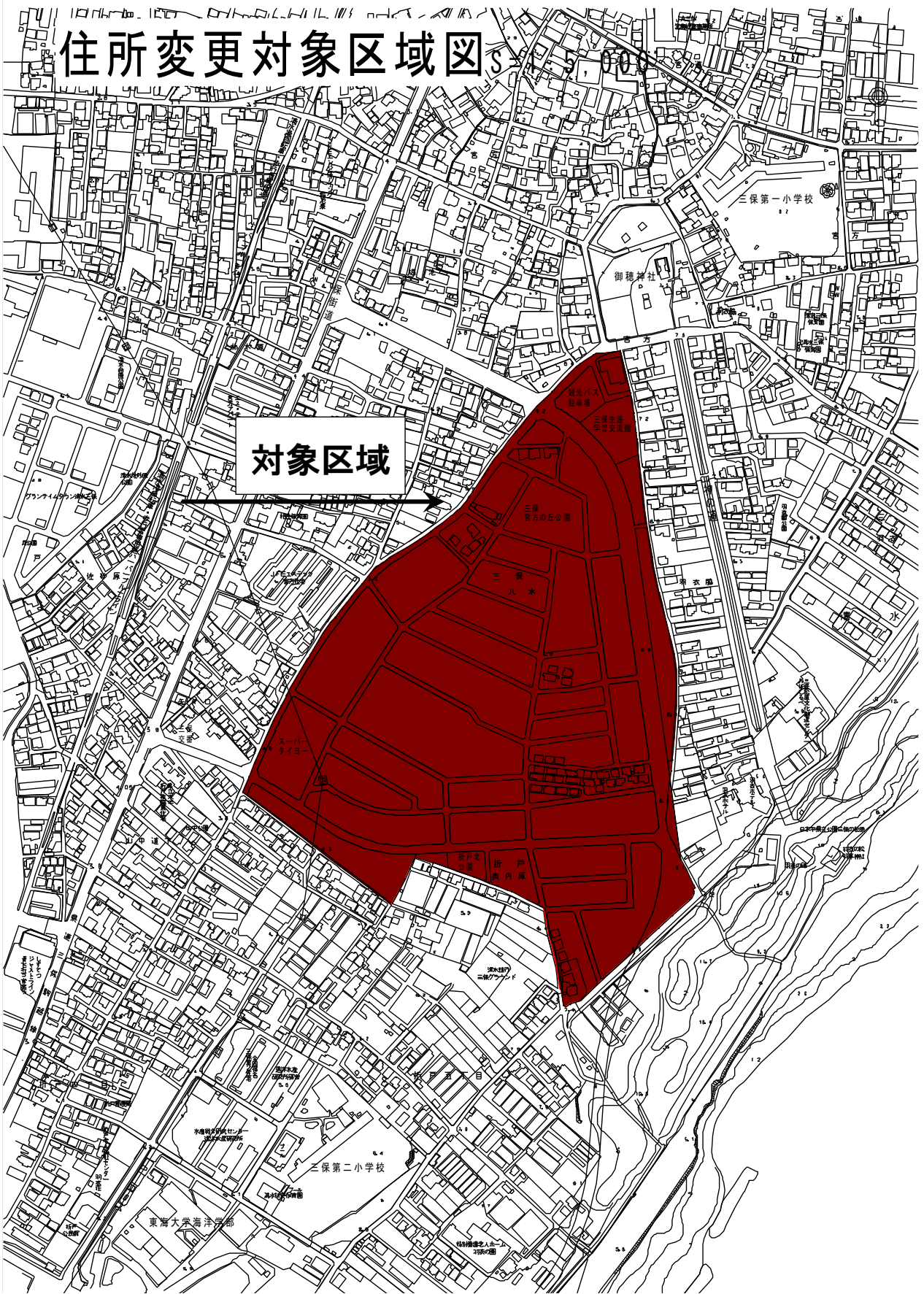
これに伴い、みなさまのご自宅の住所（会社等の所  
在地）は、同封の「**住所変更通知書**」に記載のとおり  
に変わりますので、令和2年5月30日（土）以降は、  
この新しい住所（所在地）をお使いください。

なお、郵便物については、変更後の約1年間は、旧  
住所（実施前の住所）でも配達されます。お知り合い  
の方などへは、郵便局からみなさまへ別途配達される  
「通信無料はがき（住所変更のお知らせ用）」や、次回  
の時候の挨拶などの機会に、この新しい住所（所在地）  
を適宜お知らせください。

## 目 次

★ 住所変更対象区域	1
1 新しい住所について	2
2 新しい郵便番号について	2
3 本籍と不動産の表し方について	2
4 本しおりに同封の資料等について	3
5 住所変更通知書が不足した場合について	3
6 通信無料はがきのご利用について	3
7 <u>住所変更日以降に必要な住所変更のお手続きについて</u>	4
(令和2年5月30日以降)	
8 不動産登記の住所変更について	8

# 住所変更対象区域図



## 1 新しい住所について

---

「土地の地番 = 住所（所在地）」となります。土地区画整理事業の換地処分に伴い、地番が変更となるため、住所（所在地）が変わります。

住所の表示 (例)	静岡市清水区 三保松原町	<u>○ 番地の○</u> 新地番
--------------	--------------	----------------------

## 2 郵便番号について

---

郵便番号についても、町名が変更となるため、変更となります。

新郵便番号	4 2 4 - 0 9 0 8
-------	-----------------

## 3 本籍と不動産の表し方について

---

本籍と不動産（土地等の所在地）の表し方についても、土地区画整理事業の換地処分に伴い、地番が変更となります。

本籍等の表示 (例)	静岡市清水区 三保松原町	<u>○ 番地○</u> 新地番
---------------	--------------	---------------------

※ 本籍が変更となる方には、変更日（5月30日）以降に、清水区役所戸籍住民課より「**本籍変更通知書**」が別途送付されます。

問い合わせ先：清水区役所戸籍住民課 054-354-2129

## 4 本しおりに同封の資料等について

(1)	<b>住所変更通知書</b> ※5月30日以降にお使いください。	各世帯の住所(各会社等の所在地)の変更内容をお知らせするものです。住民票の世帯員1人または1会社等につき、2通(用紙1枚)同封されています。 「住所変更通知書」は、各種の住所変更手続きの際に、証明書類としても利用できますので、点線で切り取って1通ずつご使用ください。 なお、提出先によっては、コピーの提出で可能な場合等もありますので、各提出先には予めご確認されることをお奨めします。
(2)	<b>不動産登記関係</b>	不動産登記の「表題部の所在欄等」は法務局が職権で変更しますが、「所有者、抵当権者等の住所欄」はご本人からの申請があるまで変更されません。法務局に提出する「登記申請書」などを同封しましたので、申請方法の詳細については、8頁以降をご覧の上、お手続きください。 なお、本書類はご参考として全世帯に送付しておりますが、不動産登記に所有者等として登記されている方以外はご使用いただく必要はないものです。
(3)	<b>会社・法人登記関係</b>	別冊の「会社・法人などの変更登記の手引」をご覧ください。 ※会社・法人の方にのみ同封してあります。 なお、本書類は法人登記をしている会社・法人の方以外はご使用いただく必要はないものです。

## 5 住所変更通知書が不足した場合について

「住所変更通知書」が不足した場合は、同様に住所変更を証明する書類として利用できる「住所変更証明書」がございます。

「住所変更証明書」は、6月1日(月)以降、各区役所の地域総務課窓口(葵区:TEL054-221-1595、駿河区:TEL054-287-8697、清水区:TEL054-354-2170)にてご請求ください(発行手数料無料)。

## 6 通信無料はがきのご利用について

5月30日以降、みなさまがご友人やお取引先等に新しい住所(所在地)をお知らせするためにご利用いただける「通信無料はがき(1世帯・1会社等につき50枚)」が郵便局から配達されますので、是非ご利用ください。「通信無料はがき」に関することは、【清水区】清水郵便局 第三集配営業部(TEL054-367-5808)へお問い合わせください。

なお、郵便物については、実施後の約1年間は、旧住所(実施前の住所)でも配達されますのでご安心ください。

## 7 住所変更日（令和2年5月30日）以降に必要な住所変更のお手続きについて

### (1) ご自分でのお手続きが不要な主なもの

No.	項目	備考
(1)	市役所が保管する台帳類 (住民票、戸籍、印鑑登録、学齢簿など)	原則として市で変更します。
(2)	不動産登記の <u>表題部の所在欄等</u>	法務局にて職権で変更します。 ※ 所有者、抵当権者等の住所欄はご本人からの申請があるまで変更されません。 (詳細は、8頁以降をご覧ください)
(3)	公共サービスなど ( 上下水道、静岡ガス、中部電力、 N T T固定電話、NHK )	原則として各機関で変更します。 ※ 左記以外の事業所とご契約されている場合は、お手数ですが、各事業所へお問い合わせください。
(4)	国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証	実施日以降、新しい被保険者証をお送りします。 届くまでは、今のものを引続きお使いください。 清水区 保険年金課 TEL054-354-2140
(5)	介護保険被保険者証	実施日以降、新しい被保険者証をお送りします。 届くまでは、今のものを引続きお使いください。 清水福祉事務所 高齢介護課 TEL054-354-2110
(6)	子ども医療費受給者証 母子家庭等医療費助成金受給者証	実施日以降、新しい受給者証をお送りします。 届くまでは、今のものを引続きお使いください。 清水福祉事務所 子育て支援課 TEL054-354-2120

※ 各台帳類の住所変更作業が完了するまでの間、通知等が旧住所で届く場合もありますのでご了承ください。

各項目のお手続き方法などの詳細は、お手数ですが、各届出先へお問い合わせください

## (2) ご自分でのお手続きが必要な主なもの

### 自動車運転免許証

項目	届出先	届出時期	必要なもの
自動車運転免許証 ( <u>住所のみ</u> 変更)	県内警察署の免許窓口 または 県内各運転免許センター ( 中部運転免許センター Tel. 054-272-2221 )	実施日以降	(1) 自動車運転免許証 (2) 住所変更通知書
自動車運転免許証 ( <u>住所と本籍</u> の変更)	県内警察署の免許窓口 または 県内各運転免許センター ( 中部運転免許センター Tel. 054-272-2221 )	本籍変更通知書 が届いてから	(1) 自動車運転免許証 (2) 住所変更通知書 (3) <u>本籍変更通知書</u> ※この通知書は実施日以降、変更 対象の方へのみ送付されます。

### 社会保険証

項目	届出先等
健康保険被保険者証	勤務先に住所変更の届出をして頂くことで、勤務先が手続きを行います。

### 年金関係

項目	届出先等
厚生年金・国民年金を現在 受給されている方	届出は原則不要です。 ※ 住民票の住所と違う場所にお住まいの場合や、成年後見を受けている方などは 手続きが必要となります。【 → 清水年金事務所 (Tel.054-353-2233) ほか】
厚生年金を現在 支払っている方	勤務先に住所変更の届出をして頂くことで、勤務先が手続きを行います。
国民年金を現在 支払っている方	届出は不要です。






(2) ご自分でのお手続きが必要な主なもの

障害者手帳など

項目	届出先	届出時期	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・重度心身障害者医療費助成金受給者証</li> <li>・自立支援医療(更生医療)、(精神通院医療)受給者証</li> </ul>	各区役所の障害者支援課 ◆葵区障害者支援課 TEL 054-221-1099 ◆駿河区障害者支援課 TEL 054-287-8690 ◆清水区障害者支援課 TEL 054-354-2106	実施日以降、随時	(1) 各手帳・受給者証 (2) 認印 (3) 住所変更通知書

マイナンバーカードなど

項目	届出先・届出時期	必要なもの
マイナンバー通知カード <sup>*</sup> (紙製・緑色) 	通知カード <sup>*</sup> に同封されていた「マイナンバーカード <sup>*</sup> 交付申請書」は使用できなくなります。これからマイナンバーカード <sup>*</sup> の取得をご希望される方は、実施日以降に、同封の「手書用申請書」をお使いください。 (令和2年5月末まで)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">届出時期</div> 実施日以降、随時
マイナンバーカード (プラスチック製・カラー) 	引き続き「署名用電子証明書(6桁以上の暗証番号)」の利用もご希望される方は、併せて手続きが必要です。その旨、窓口職員へお声掛けください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">届出先</div> 各区役所の戸籍住民課 ◆葵区戸籍住民課 TEL 054-221-1110 ◆駿河区戸籍住民課 TEL 054-287-8611 ◆清水区戸籍住民課 TEL 054-354-2130
住民基本台帳カード (顔写真付き) 	顔写真無しの住民基本台帳カードは手続き不要です。	
パスポート (旅券)	パスポートの最終ページ「所持人記入欄」をご自分で訂正ください(前の住所を二本線で消して、余白に新住所を記入)。 ※修正液・修正テープ不可	

各項目のお手続き方法などの詳細は、お手数ですが、各届出先へお問い合わせください

## 在留カード、特別永住者証明書など

項目	届出先	届出時期	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>在留カード</li> <li>特別永住者証明書</li> </ul> <p>（※外国人登録証明書も含む）</p>	各区役所の戸籍住民課 ◆葵区戸籍住民課 TEL 054-221-1061 ◆駿河区戸籍住民課 TEL 054-287-8611 ◆清水区戸籍住民課 TEL 054-354-2130	実施日以降、随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>在留カード</li> <li>特別永住者証明書</li> </ul> <p>（※外国人登録証明書も含む）</p>

## 不動産登記関係（法務局）

項目	届出先等
不動産登記 （所有者、抵当権者等の住所変更）	詳細は、8頁以降をご覧ください。

## 会社・法人登記関係（法務局）

項目	届出先等
会社・法人登記 （会社等の所在地変更 代表者等の住所変更）	詳細は、別冊の「会社・法人などの変更登記の手引」をご覧ください。 ※ 元所在地に登記のあることが確認された会社・法人にのみ同封してあります。

## その他のもの

項目	届出先等
成年後見登記	成年後見登記をされている方については、住所変更の申請を行う必要があります。詳しくは、東京法務局民事行政部後見登録課（TEL03-5213-1360）までお問い合わせください。
警備業、古物商、鉄砲・風俗許可に係るもの	清水警察署 生活安全課（TEL054-366-0110）にお問い合わせください。
各種免許、許可証など	それぞれの法令等に基づいて手続きの有無や方法が異なりますので、お手数ですが、各機関へお問い合わせください。
銀行、クレジットカード、保険会社など	それぞれの企業によって手続きの有無や方法が異なりますので、お手数ですが、各窓口へお問い合わせください。

※ 各種手続きの上で、代書人（司法書士等）に依頼される場合、代行手数料は自己負担となります。

## 8 不動産登記の住所変更について

### (1) 申請が必要な方

不動産登記に所有者、抵当権者等として登記されている方

※ 今回の住所変更区域外に所有等されている不動産についても、各登記所への申請が必要です。

### (2) 申請先

不動産登記を管轄する各法務局窓口 … 清水区にある不動産の管轄は「静岡地方法務局清水出張所」です。

静岡地方法務局清水出張所 Tel.054-351-4481  
〒424-8650 静岡市清水区松原町2番15号

### (3) 申請時期

期限はありませんので、次回の売買・贈与・抵当権の登記などの事由が生じた時に合わせて手続きされても結構です。申請は住所変更日以降に可能となりますが、区画整理区域内の不動産については、区画整理登記が完了次第（7月下旬予定）、申請可能となります。それまでは、住所変更登記や登記事項証明書等交付事務が停止されますのでご注意ください。

### (4) 申請書類等

No.	必要書類等	備考
(1)	登記申請書 (記載例次頁)	※ 消せない黒のボールペンで記載ください（PC等で作成しても可）。 ※ 添付書類（住所変更通知書など）と一緒にまとめて左綴じにし、申請人または代理人の印でつづり目に割り印をしてください。 ※ 所有者が同一の複数の不動産については1件での申請が可能です。「登記申請書」に不動産を記載しきれない場合は、「別紙」の様式にて、残りの不動産を記載ください。
(2)	印鑑（認印）	※ 会社・法人の場合は、法務局に届出している印
(3)	住所変更通知書	※ 登記上の住所が、住所変更通知書に記載の「実施前の住所」と異なる方は、その変更の経過を証明する書類が別途必要になります。
(4)	委任状	※ 代理人申請の場合のみ。

登記が完了しますと、登記完了証が交付されます。

### (5) 郵送での申請

郵送で申請される場合は、書留郵便で管轄の法務局に送付ください。また、登記完了証の郵送受取を希望される場合は、返信用封筒（切手貼付け・宛名記入したもの）も同封ください。

記載例（一般の土地・建物）

提出は、令和2年7月下旬以降に可能となります

共有の場合、複数の名義人の住所変更を同時に申請することも可能です。

登記申請書

変更後の新しい「住所」を記載  
(「住所変更通知書」に記載のとおり)

登記の目的 所有権 登記名義人住所変更

原因 令和2年5月〇日 土地区画整理事業の換地処分に伴う地番変更

変更後の事項 共有者 法務太郎 及び 法務花子 の住所 静岡市 清水 区 三保松原町 〇番地

申請人 住所 静岡市 清水 区 三保松原町 〇番地  
 氏名 法務太郎 (法務) 連絡先の電話番号 000-000-0000  
静岡市 清水区 三保松原町 〇番地 (法務)  
法務花子 (法務)

添付書類 登記原因証明情報

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日申請 〇〇法務局 〇〇支局(出張所) 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

「住所変更通知書」または「住所変更証明書」を添付して申請  
 ※変更原因が土地区画整理事業の換地処分に伴う地番変更であること  
 を示す証明書類を添付することにより、非課税となります。  
 ※共有で同時申請する場合は、各々の証明書類を一緒に添付します。

日中に連絡がつく番号

対象不動産を管轄する法務局の名称を記載

以下、対象不動産の**変更後の**登記内容を正確に記載（換地処分通知や登記事項証明書、登記済権利証などでご確認ください）

土地

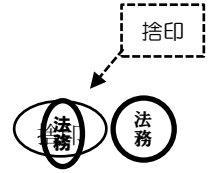
所在	地番	地目	地積
静岡市清水区三保松原町	12番	宅地	345.67㎡

建物

所在	静岡市 清水区 三保松原町 12番地				
家屋番号	12番	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階：123.45㎡ 2階：98.76㎡				

記載例（一般の土地・建物）

委任状



私は、(住所) 静岡市 葵区 追手町 ○ 番 ○ 号  
 (氏名) 静岡 茶人 に、

下記記載の不動産に対し、(登記原因) 令和2年5月○日土地区画整理事業の換地処分に伴う地番変更  
 を原因とする(登記の目的) 登記名義人住所変更 の登記申請に関する一切の権限  
 を委任します。

令和○○年○○月○○日

委任者 (住所) 静岡市 清水区 三保松原町 ○ 番地  
 (氏名) 法務 太郎   
静岡市 清水区 三保松原町 ○ 番地  
法務 花子

記

No.	種別	郡・市・区	町・村	丁目・大字	字	地番	家屋番号
1	<input checked="" type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	静岡市清水区	三保松原町			12番	
2	<input type="checkbox"/> 土地 <input checked="" type="checkbox"/> 建物	静岡市清水区	三保松原町			12番地	12番
3	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
4	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
5	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
6	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
7	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
8	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
9	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						



**清水三保羽衣土地区画整理事業についてのお問い合わせは**

---

静岡市清水三保羽衣土地区画整理組合 電話：054-335-1080〔FAX 共通〕

**清水三保羽衣地区の住所変更についてのお問い合わせは**

---

静岡市役所 市街地整備課 電話：054-221-1417〔直通〕

**不動産登記、会社・法人登記についてのお問い合わせは**

---

静岡地方法務局清水出張所 電話：054-351-4481〔自動声〕

**そのほか、静岡市の業務についてのお問い合わせは**

---

静岡市役所 静岡庁舎 電話：054-254-2111〔代表〕

静岡市役所 清水庁舎 電話：054-354-2111〔代表〕

葵区役所 電話：054-254-2115〔代表〕

駿河区役所 電話：054-202-5811〔代表〕

清水区役所 電話：054-354-2111〔代表〕